

論  
説

アメリカの大学制度と法学・政治学教育

——岡山大学法学部政治学講座共同企画  
「新しい法学部像と政治学教育」の一環として（四・完）——

谷 聖 美

第一章 本稿の趣旨と位置づけ

- 一・一 岡山大学法学部政治学講座教育改革プロジェクト
- 一・二 なぜアメリカの大学か
- 一・三 アメリカの大学の多様性
- 一・四 本稿の役割とその限界

第二章 アメリカにおける大学制度の概要

- 二・一 適格認証制度
- 二・二 大学の設置主体と法人格
- 二・三 授与学位別にみた大学の数と種類
- 二・四 一般的な大学分類
- 二・五 編入制度とコミュニティ・カレッジ
- 二・六 大学の格付け

第三章 大学の組織と財政

三・一 統治機関

三・二 執行部

三・三 財政と大学の規模

第四章 教員組織と人事システム、および教員の職務

四・一 学科、教授会、学科長

四・二 教員の種類と人事制度

四・三 教員の評価と待遇

四・四 教員の自治組織と組合（以上五三卷一号）

第五章 学生選抜と財政支援

五・一 選抜機関と選抜方式

五・二 選抜過程と評価事項

五・三 学生に対する財政支援（以上第五三卷二号）

第六章 学士教育

六・一 大学教育の三本柱

六・二 学位・専攻・副専攻

六・三 学部教育

六・四 学士課程を区切る時間

六・五 学生に対する指導と支援（以上五四卷一号）

第七章 学部段階における法学・政治学教育

七・一 学部レベルにおける法学教育

七・一・一 政治学科における法学教育

七・一・二 ビジネス・スクールにおける法学教育

七・一・三 刑事司法学部・学科における法学教育

七・一・四 その他の学科における法学関係科目

七・一・五 法学関係独立プログラム

- 七・二一 ロースクール進学
- 七・二・一 学部・ロースクール一貫プログラム
- 七・二・二 プレ・ロー
- 七・三 学部レベルにおける政治学教育
- 七・三・一 アメリカにおける政治学研究・教育の位置
- 七・三・二 政治学学習と職業選択
- 七・三・三 政治学専攻および同副専攻(以上本号)

## 第七章 学部段階における法学・政治学教育

### 七・一 学部レベルにおける法学教育

#### 七・一・一 政治学科における法学教育

本稿の冒頭近くで述べたように、日本では多くの人々がアメリカの法学教育はロースクールでのみ行われていると信じている。確かに、従来からアメリカには日本の法学部のように学士教育の段階で体系的な法学教育を行う学科や学部は存在してこなかった。しかし、そのことが直ちに学部レベルにおける法学教育の不在を意味するわけではない。アメリカではロースクールのみが法学教育を行っていると思いがちな人は、実は法曹養成教育と法学教育とは必ずしも同じものではないということに思い至っていないだけの話である。学部レベルに法学部がないから法学教育もないと考えている人たちは、そもそもアメリカには文学部も理学部も、さらには経済学部も存在しないということを想起すべきである。存在しないからといって基礎物理や経済学などの学問がアメリカの大学では

講じられていないなどということはない。それどころか、リベラルアーツ学部におけるそうした学科からは数々のノーベル賞受賞者が出るほど強力な研究教育が行われていることは既にみたとおりである。要するに、リベラルアーツ学部中心のアメリカの学部教育は日本とは制度的に大きく異なっている、ということをきちんと理解しておくなければならぬのである。

もっとも、最近では、そのような人たちの一部にも、アメリカでは政治学部というところで憲法や法社会学といった一部の法学関係科目が開設されているらしいという情報は伝わるようになってきたようだ。これは事実を反映した情報である。そこで、本章ではまず、その政治学部（正確にはリベラルアーツ学部政治学科、以下単に政治学科という）における法学教育について紹介してみよう。ここでもまずミシガン大学の例を取り上げる。

第一章第二節で述べたように、ミシガン大学の政治学科には約五〇人の専任教員がいるが、彼らは研究領域ごとに比較政治、アメリカ政治など八つのグループに分かれている。そして、その一つに「公法(Public Law)」というグループがあり、四人の教員が所属している。ただし、この四人はすべて博士号をもっているものの、弁護士資格を持っている人はいない(これは、UCバークレーなど他の大学の政治学科でも大体同様である)。ミシガンの政治学科では、これらの教員が中心となって法学系の授業を提供しているわけである。便覧によると、「二〇〇三年度の場合、開講されている法学系の科目は次の通りである (College of Literature, Science, and Arts, 2003, pp. 165-166)。(1)言論および報道の自由(Freedom of Speech and Press)。(2)司法政治、社会(Courts, Politics, and Society)。(3)アメリカの憲法政治(American Constitutional Politics)。(4)市民的自由および公民権の政治(Politics of Civil Liberties and Civil Rights)。(5)法と近代化(Law and Development)。(6)国際組織と統合(International Organization and Integration)。(7)国際公法(Public International Law)。(8)法と公共政策(Law and Public Policy)。」<sup>5</sup> ずれも日本の法学部におけるような法解釈学中心の講義ではないが、憲法や国際法の基本的理解をすすめ、それら

が社会や政治に及ぼす作用、および法作用自体の政治学的分析を展開するものとなっている。アメリカ憲法に関する授業が判例と法理論を駆使したかなり高度のものであることは、六・三・九節でみたとおりである。

ミシガン大学の政治学科における法学関連教育は、総合大学の政治学科における法学教育の平均的な姿を示しているように思われる。しかし、アメリカの大学は決して画一的に運営されているわけではなく、ハーバード大学の政治学科のように法学教育にそれほど関心を示さないところもあれば、むしろ日本の大学の法学部に近い法学教育を行っているところもある。そこで次に、後者の例としてニューヨーク州立大学ストウニーブルック校 (State University of New York, Stony Brook) 政治学科を取り上げてみよう。ストウニーブルック校は、ニューヨーク市の東、ロング・アイランドの中程にある中堅の研究大学である。この政治学科は十数の法学関係科目を開設しているが、そのなかには法と政治、市民的自由と公民権、国際法入門といったミシガン大学でもみられた科目のほかに、「行政法 (Administrative Law)」「刑法 (Criminal Law)」「ビジネス法 (Business Law)」「環境法 (Environmental Law)」あるいは内容的にみて刑事訴訟法の講義である「適正刑事手続きの政治学 (Politics of Criminal Due Process)」など、個別の法領域に関する科目を開設している (同大学リベラルアーツ学部ホームページに掲載された講義案内より)。表7-1、7-2は、そのうちビジネス法と刑法のシラバスの概要である。どちらの講義もコモン・ローをベースとしつつニューヨーク州法の規定にも留意しながら、テキストや判例集を使って専門用語の意味と法の基本的な構成を説いていくものである。日本とアメリカでは法体系が異なっているので正確な対比はできないが、ビジネス法の講義は日本の民法と商法に、刑法はほとんどそのまま日本の刑法の講義にそれぞれ対応していることは明らかである。こうしてみると、日本では大体において法学部の一隅に政治学関係の諸科目が同居しているのに対し、アメリカでは学部・学科における法学と政治学の関係が日本とは逆になっているといえそうである。

表7-1 ストウニー・ブルック・政治学科におけるビジネス法のシラバス(要約)

---

第1週目	序論 (Introduction) 契約—その本質と専門用語 (Contracts—Nature and Terminology)
第2週目	契約—合意 (Contracts—Agreement)
第3週目	契約—約因 (Contracts—Consideration)
第4週目	契約—行為能力 (Contracts—Capacity) 契約—同意の真正性 (Contracts—Genuineness of Assent)
第5週目	契約—同意の真正性・続き (Contracts—Genuineness of Assent, con't) 合法性 (Legality) 詐欺防止法 (The Statute of Frauds)
第6週目	詐欺防止法・続き (The Statute of Frauds, con't) 第三者の権利 (Third Party Rights)
第7週目	第三者の権利・続き (Third Party Rights, con't) 契約—債務の履行と解除 (Performance and Discharge)
第8週目	契約—契約違反に対する救済 (Breach and Remedies) 遺言と遺産 (Wills and Estates) テキスト第50章による背景説明—ニューヨーク州法を中心に
第9週目	中間試験 (Midterm Exam)
第10週目	遺言と遺産・続き (Wills and Estates, con't) 財産権 (Property)
第11週目	財産権・続き (Property, con't)
第12週目	財産権・続き (Property, con't) 代理 (Agency)
第13週目	代理・続き (Agency, con't) パートナーシップ (Partnerships)
第14週目	法人 (Corporations)
第15週目	期末試験 (Final Exam)

---

表7-2 ストウニー・ブルック・政治学科における刑法のシラバス (要約)

---

第1週目	序論 (Introduction)
第2週目	刑法の基礎 (Basis of Criminal Law)
第3週目	刑事責任 (Criminal Liability)
第4週目	殺人 (Homicide)
第5週目	暴行・脅迫およびその他の人身犯罪行為 (Assault and other Crimes Against a Person)
第6週目	財産犯 (Property Crimes)
第7週目	公共の秩序に対する犯罪 (Crimes Against Public Order)
第8週目	公序良俗に対する犯罪 (Crimes Against Public Morality)
第9週目	未遂・教唆・共同謀議および共犯者の責任 (Inchoate Crimes and Accomplice Liability)
第10週目	正当防衛の抗弁 (Justification Defense)
第11週目	情状論による抗弁 (Excuse as Defense)
第12週目	責任無能力の抗弁 (Insanity as Defense)
第13週目	量刑 (Sentencing)
第14週目	被害者と法 (Victims and the Law)
第15週目	期末試験 (Final)

---

## 七・一・二 ビジネス・スクールにおける法学教育

アメリカでは、ビジネス・スクールでも、本来の修士段階と学部段階（これについては六・一・二節を参照）の両方で法学教育が行われている場合が多い。このことは、アメリカのビジネス・スクールに詳しい人たちのあいだではあるいは周知の事実なのかも知れないが、少なくとも法学部関係者にはほとんど知られていないのではないかと思われる。この点に関して、例えばUCバークレーのビジネス・スクール (Haas School of Business) では、

「経営の法的諸側面 (Legal Aspects of Management)」「労働と法 (Labor and the Law)」「不動産の法的諸側面 (Legal Aspects of Real Estate)」「ビジネスを取り巻く社会的、政治的環境 (Social and Political Environment of Business)」「連邦税務会計 (Federal Tax Accounting)」といった、法学的、あるいは法学的なトピックスを含んだ授業科目が学部学生に対して提供されている。このうち、四番目にあげた少し変わった名称の科目は、経営を行うに当たって考慮すべき社会的、政治的、そして法的な諸要因を、ウォール・ストリート・ジャーナルやエコノミスト、ニューヨーク・タイムズなどの有力紙誌に掲載された記事を材料として考察していくものである。また、最後のものは、税務会計の実務面だけでなく、税法や租税制度の基本についてもこれを取りあげている。また、ワシントン大学のビジネス・スクールでは、日本の民法や証券取引法などをミックスしたような「商業取引法 (Commercial Law)」といった科目も学部学生向きに開設されている。

このように、アメリカのビジネス・スクールは学部教育段階で経営や労働面での法学関連科目を開設しているのがあるが、なかでもミシガン大学のそれは法学関係の独立した部門を持っていることで注目される。同大学のビジネス・スクールは、「会計学科 (Department of Accounting)」「経営・組織学科 (Department of Management and Organizations)」「法・歴史・コミュニケーション学科 (Department of Law, History and Communication)」である。この学科はその名前に見られるように三つのグループから成り



立っており、ビジネス法務部門には七人の専任教員が在籍している。この七人は全員、博士号 (Ph. D.) や経営学修士 (M. B. A.) などのほかにロースクール学位 (J. D.) を有する法実務の専門家でもある。このほか、同部門にはU Cバークレーで法務ドクターの資格を取り、現在ミシガン大学のあるアナーバー市で弁護士として活動している人が一人アジャクント・プロフェッサー (四・二・七節を参照) としてメンバーに加わっている。このように、企業・経済法務面における優れた研究水準と実務能力を有する専門家たちが、法学面における学部教育を担当しているのである。

ビジネス法務部門が二〇〇四年に学部生向けに開講している科目は五つある。その第一は「ビジネスの法的環境 (Legal Environment of Business)」である。これは、ビジネスにおける諸関係は契約上の合意を出発点とする以上、経営を志す者にとっては法システムに関する知識がぜひとも必要だとの認識に立ち、英米法体系の入門的説明、実体法と手続法の概説、さらには消費者保護法や製造物責任法、法とビジネス倫理との関係など、広範なテーマを扱うものである。またこれは、公認会計士 (C. P. A. Certified Public Accountant) 試験の法律系科目受験に役立つとされている。第二は「企業組織法 (Law of Enterprise Organization)」で、日本でいう会社法にほぼ相当する。以上二つの科目は修士課程との共同授業で、その単位は経営学修士号取得要件にカウントされる。第三は「企業の社会的責任とビジネス倫理 (Corporate Social Responsibility and Business Ethics)」で、経営上の意思決定とビジネス上の行為において生じる倫理的ジレンマや社会的責任について講じるものである。第四は「四年生ゼミ (Senior Seminar)」で、少人数の環境において討論に参加し、教授の指導のもと、最終的にはこれまでのリベラルアーツ学部およびビジネス・スクールにおける学習をベースに学際的な論文を仕上げることが目標とする。最後は「不動産法 (Real Estate Law)」で、企業の重要な資産である不動産の取引と管理に関する法的知識を身につけるためのものである。なお、いうまでもないことであるが、ビジネス・スクール教育の力点はM. B. A. をゴールとする修士段階

におかれている。従って、ビジネス法務の教育も修士段階ではさらに充実したものとなっており、そこでは知的財産法や雇用法（労働法）、国際ビジネス法など一八もの科目が開講されている（うち上記の二つは学部段階と共通）。

### 七・一・三 刑事司法学部・学科における法学教育

第六章の六・一・二節でも少し触れたが、アメリカには「刑事司法（Criminal Justice）」という学部や学科を持つている大学が少なからず存在する。イースタン・ケンタッキー大学（Eastern Kentucky University）のように「警察、消防から保険まで社会的リスク・マネジメントを幅広く扱う学部である」「司法・安全学部（College of Justice and Safety）」を設け、そのなかに刑事司法学科をおいているところもある。このような学部・学科は、ハーバードやミシガン、UCバークレーといった有力大学にはあまり見あたらないように思われる（そうした大学にももちろん犯罪学や法医学の専門家はあるが）。一般的には、それは、ニューヨーク州立大学アルバニー校のような一部の中堅大学や地域型の大学、それにリベラルアーツ系の小規模大学によって担われていると聞いていいであろう。いずれにせよ、このような刑事司法関係の学部・学科で一定の法学教育が行われていることは記憶されておいてもよいであろう。

ここでは代表的な例として、ポストンにある中堅私学・ノースイースタン大学（六・一・二節参照）の刑事司法学部についてみてみたい。ノースイースタン大学刑事司法学部のホームページによると、刑事司法の専門学部がある大学は全米で三つしかないという。そうだとすると、あとはイースタン・ケンタッキー大学や州立ノース・ミシガン大学（二・四・五節参照）のように、学部のなかの一学科としてこの部門が設置されていることになる。従って、ノースイースタン大学の刑事司法学部は、この領域では質量ともにトップクラスに位置しているということ念頭に置いておく必要があるだろう。

刑事司法学部においては、専門教育のコア・カリキュラムとして「刑事司法入門」「犯罪学 (Criminology)」などとならんで、「刑事司法における適正手続 (Criminal Due Process)」「刑法入門 (Introduction to Criminal Law)」「少年事件入門 (Introduction to Juvenile Justice)」と「ジュニオ」の法律学・法学関係科目が必修科目として開設されている。また、選択科目としては「少年法 (Juvenile Law)」「法哲学 (Legal Philosophy)」「裁判所と量刑 (Courts and Sentencing)」「法と心理学 (Law and Psychology)」と「ジュ」の法学関連科目が選択科目として開設されている。そして、これらの科目を担当するために、弁護士資格を持った教員も何人が配置されている。もちろん、法学関係以外に、「犯罪心理学 (Psychology of Crime)」「法医学 (Forensic Science)」といった刑事司法の伝統的領域に關係する科目も多い。さらに、刑事法や犯罪学だけでなく、社会学や精神医学、あるいは政治学などの関連諸科学の知見を総合的に援用して、「地域社会と犯罪 (Community and Crime)」「地域社会のなかでの矯正 (Community-Based Correction)」「被害者と犯罪 (Victims and Crime)」「政治的犯罪とテロリズム (Political Crime and Terrorism)」「経済犯罪 (Corporate and White Collar Crime)」と「ジュ」の個別科目も展開している。さらに、同学部はその蓄積を活かしてセキュリティ領域一般の専門家の育成にも乗り出しており、学部段階ではその名も「セキュリティ・マネジメントと統制 (Security Management and Supervision)」という科目を提供している。

人材養成の面では、同学部は警察官のほか、検死官、鑑識専門家、調査官、保護士、犯罪被害カウンセラー、企業や役所の警備担当者などを排出している。こうしたかなり緊張感を伴う専門職を目標にしていることもあって、この学部は在学中の現場実習教育 (Co-op Education) を重視しており、学生は必ず警察署や矯正施設などの協力機関において一定期間働き、指導を受けなければならない (原則として有給)。同学部の卒業生には、さらにロースクールに進んで、刑事方面の弁護士や検事になる者や、警備・セキュリティ関係の会社を経営している者もいる。また、同学部は現在修士課程のみならず博士課程も有しており、そこを終了して他の大学で刑事司法部門の教員に

なっている者もいる。

#### 七・一・四 その他の学部・学科における法学関係科目

これまで述べてきた学部・学科以外にも、法学関係の科目を学部レベルで開設しているところはあるのであろうか。表2-2で紹介したように、リベラルアーツ大学の雄・アーマースト大学には、「法律・法学・社会思想学科 (Department of Law, Jurisprudence, and Social Thought)」が設置されており、法曹資格を持った教員が何人かそこに在籍している。また、このほかにも法学関連の学科を開設している大学を見つけることはできる。しかし、四千を超える大学全体を通じた情報はいまのところ得られていない。そうしたなかで、UCバークレーのリベラルアーツ学部に設けられている教育プログラム「法学研究 (Legal Studies, 次節で紹介)」が作成した学内法学関係科目開設状況一覧は、大きな研究大学でどのようなところで法学関係の授業が行われているのかを知る手がかりを与えてくれる。ただし、このリストからは、ビジネス・スクールで開設されている法学関係科目(七・一・二節参照)のうち、「不動産の法的諸側面」と「連邦税務会計」の二つが落ちている。これは、同プログラムがこの二つを自分のところの専攻要件を満たす科目に加えていないためである(同プログラムの専攻要件については七・一・五節を参照)。従って、UCバークレーには、同プログラムが作ったリストに載っていない法学関連科目がこのほかにもあるかもしれないということをあらかじめ指摘しておきたい。

同一覧表によると、ビジネス・スクール以外で法学関係の科目を開設しているのは、リベラルアーツ学部の諸学科と公共政策学部 (School of Public Policy) である。以下ではその概略を紹介しよう(但し、政治学科が提供する科目については省略)。まず、人類学科が「法人類学 (Anthropology of Law)」という科目を出している。これは、フォーマルな法だけでなく、古今東西における紛争処理と社会的規制の様式に関する人類学的な考察を行うも

のである。次に、歴史学部には「古代アテネの法」「ローマ法」「中世の国家」という三つの法学関係科目がある。これらについては説明するまでもないであろう。第三に、マスコミュニケーション学部には「合衆国憲法修正第一条と報道機関 (The First Amendment and the Press)」がある。言論および出版の自由をめぐる憲法学的考察を行う。第四に、教育プログラム「平和・紛争学 (Peace and Conflict Studies)」では、「国際人権論 (International Human Rights)」が講じられている。第五に、哲学科では「法哲学 (Philosophy of Law)」「政治哲学 (Political Philosophy)」「倫理学 (Ethical Theories)」「ホッブズ (Hobbs)」の四つがある。これらについても説明は要らないであろう。第六に、公共政策学部には「刑事司法の諸問題 (Criminal Justice Issues)」と「ドラッグ、たばこ、アルコール政策 (Drugs, Tobacco, and Alcohol Policy)」がある。第七に、学際的な研究・教育を行うレトリック学科 (Department of Rhetoric) へは、日本では普通の人がイメージしにくい学科が、「法理論のレトリック (Rhetoric of Legal Theory)」「憲法言説のレトリック (Rhetoric of Constitutional Discourse)」「入門・法的議論のレトリック (Introduction to the Rhetoric of Legal Discourse)」など、法とレトリックをめぐる六つの科目を提供している。日本ではそれらは主に法学、法思想史、法制史などの分野で扱われているものである。最後に、社会科学では、「法社会学 (Sociology of Law)」と「逸脱と社会的統制 (Deviance and Social Control)」という、法社会学関連の二つの科目が開設されている。

#### 七・一・五 法学関係独立プログラム

日本では、これまで、法学に関する学士教育を専門的に行う学部や学科はアメリカにはないといわれてきた。確かに、アマースト大学のような一部リベラルアーツ系の大学にその近い例は見つかるものの、日本の法学部や法学科に相当する専門性と独立性の高い組織があるわけではない。特に、法実務的トレーニングはもっぱらロースクー

ルだけで行われている。しかし、これまで見てきたように、法学教育はやはりいろいろな学部や学科で行われているのであり、むしろ想像以上に広範囲にわたって行われているといつてよいであろう。そして、比較的最近になって、そのような法学教育に集中性と体系性を与えようとする試みが見られるようになってきたことは注目される。ここでは、そうした新しい試みの代表的な例としてUCバークレーの取り組みを紹介し、ついでワシントン大学の例についても瞥見することにした。

UCバークレーでは、リベラルアーツ部の教育システムのなかに「法学研究 (Legal Studies)」という専攻プログラムが設置されていて、学生はここで法学関係の専門的教育を受け、学位を取得することができるようになっていた。法学研究は独立した専攻領域ではあるが、それは学科が提供するものではなく、従って専任教員はいない(専任教員のない専攻プログラムについては、六・二・一節を参照)。ただ、専任教員がない専攻プログラムというのは、各学科の教員が学際的に集まり、それぞれが所属する学科の外で個別に運営されるというのが普通の形態である。ところが、UCバークレーの法学研究専攻は、リベラルアーツのプログラムでありながら、大学のロースクール、なかでもその「法学および社会政策プログラム (Jurisprudence and Social Policy Program)」部門の教員が全面的にこれを監督・運営しているという点で注目すべきものとなっている。また、授業の方にもロースクールの教員が多数参加している。

同プログラムのホームページによると、法と正義に関する考察は人文的伝統に根ざしているとしたうえで、リベラルアーツ学部にこのような専攻を設置する目的は、「学部レベルの学生に法的な考え方、法制度、そして法的プロセスになじむ機会を提供することであり、この専攻は法作用とその土台となる法政策を論理的に評価する能力を「磨く」と述べている。プログラムの形式的責任者はロースクールの副研究科長、実質的な責任者は「法学および社会政策プログラム」の副部門長で、法学だけでなく人文・社会科学分野の研究能力を持った教員が授業を担

当する。また、このプログラムには専任の事務員も一人配置されている。そのほか、大学院生のティーチング・アシスタントもいて、週二回ないし三回行われる講義に対応する討論クラスの指導に当たっている。

法学研究プログラムが提供する科目は全部で三七ある。これらは法学研究を専攻とする学生に優先的な受講登録を認めるものであるが、リベラルアーツの科目として余裕があればもちろん他専攻の学生にも開放される。三七の科目はさらに「理論 (Theory)」領域、「歴史・比較 (Historical/Comparative)」領域、「実定法 (Substantive)」領域、「正義の執行 (Administration of Justice)」の四領域に分類され、法学研究を専攻する学生はそれぞれの領域から最低一科目をとり、最終的には三二単位を専攻内で満たさなければならぬ(科目によっては複数領域のどれにもカウントされるものがある)。

理論領域に属する科目は、主要な法思想や法制度、あるいは法的な論理展開について論じる二つの法学入門、法・道徳・社会に関するモンテスキューやマルクス、ウエーバーといった主要理論家の所説を分析する「法と社会の理論 (Theories of Law and Society)」、「ジョン・ロールズの正義論を中心に公正について考える」公正の理論家 (Theorists of Justice) など、基礎的なものである。歴史・比較領域に属する科目は、「一六世紀から一八世紀にいたる立憲主義の発展をたどる」近代立憲主義の成立 (Making of Modern Constitutionalism)、「辛亥革命以前の中国における法システム、およびその後の立憲主義をめぐる動きを検討する」中国社会における法 (Law in Chinese Society)、「二〇世紀以前のアメリカにおける法と憲法の歴史を講ずる」アメリカにおける法と憲法の歴史 (American Legal and Constitutional History : 1636-1900) などである。

実定法領域には、「刑法入門である」刑法の目的と限界 (Aims and Limits of Criminal Law)、「財産法の諸理論や財産権、奴隷制、ジェンダーと財産権、といった、物権に関する多様な問題点を論ずる」財産と自由 (Property and Liberty)、「少年事件とそれに関する法的諸問題を扱う」少年非行と少年法 (Juvenile Delinquency and Juvenile

Justice) など、実定法の基礎に関する理解と具体的な問題への法理論の適用力を磨くものが多い。そして、正義の執行領域に属するのは、法と社会の相互作用や法の効用と限界について学生に考えさせるような科目で、ドラッグ、ポルノ、賭博、売春といった他者に直接危害を加えるものではない犯罪に関する司法プロセスをみる「刑事司法と被害者なき犯罪 (Criminal Justice and Victimless Crime)」、人種や民族的出自、性、心身障害などによる差別や不正という問題に関する法理論や立法戦略などを扱う「差別、法、平等 (Discrimination, Law, and Equality)」などの科目がここに来る。この他、学生は、前節で紹介した他の学部や学科が開講している法学関係の授業も専攻の専門科目として三つまでとることができる。

こうしてみると、このプログラムは、法に関する基礎的な知識や思考力の涵養を出発点として、法的な理解を通して社会や政治、あるいは経済の諸側面を捉える応用的な力を身につけさせるとともに、社会科学や人文諸学の蓄積を援用して、法現象を相対的、客観的に捉えようとするものだといえそうである。従って、これはロースクールの予備段階、あるいは準備コースとして設計されているものではない。しかし、それがロースクール進学と全く無関係かという点、それは少し微妙である。同プログラムのホームページは、その点に関して次のような説明を行っている。このプログラムは、「ロースクール進学への準備やパラリーガルのトレーニングを直接的に目指すものではない。(中略)ロースクールへの進学を考えている多くの学生は、この専攻をリベラルアーツにおける一つの領域として選択するのである。」要するに、ロースクール受験には全く役立たないが、入学後の学習、あるいはその後における法曹人としての素養という点では意味があるというのである。

UCバークレーにおける法学研究プログラムのような取り組みは、一般的なものではないかもしれないが、逆にまた全く孤立した試みでもない。このことを示すために、ワシントン大学における類似のプログラムについて簡単にみておこう。同大学のプログラムは「法、社会、公正 (Law, Societies and Justice)」といい、やはりリベラル



アーツ学部における専攻プログラムとなっている。ただ、UCバークレーの場合と違って、こちらの方にはロースクールの関与がない。プログラムを運営しているのは、「法と社会に関する比較研究センター (Comparative Law and Society Center)」である。このセンターは、広義の法学に関する研究や教育を行っている政治学科の教員が中心となって設立が検討され、全学、さらにはリベラルアーツ学部からの資金によって新たに六人の教員と二人の専任職員を雇い入れて二〇〇一年に発足したものである。このような経過からわかるように、同センターは法曹養成教育を行う組織ではなく、法と社会の関係、正義論、人権論といったテーマについて学際的な研究を行い、かつ、学部レベルと大学院レベル (Ph. D 課程) の両方で法学関係の体系的な教育を行い、さらに講演や情報提供などを通じて地域社会にも貢献しようとするものである。

専攻「法・社会・公正プログラム」は、その母体となるセンターの設立過程からわかるように、政治学科を中心に、関係諸学科から学際的に参加する教員が運営するもので、これに非常勤の教員が加わる形となっている。従って、専攻の専門科目として提供される授業の一部は、各教員が出身学科・学部で開講している授業をこの専攻の専門科目として読み替えるという形をとっている。しかし、もちろんこのプログラムの独自開講科目もあり、逆にそれを各学科が自分たちの専攻プログラム用に読み替えている例もある。こうして開講されている専門科目は約五〇あって、三つの領域にグループ分けされ、専攻生はそのうちの一つを自分の主たる領域として選択することが求められる。三つの領域とは、(一)犯罪、社会的統制、公正 (Crime, Social Control, and Justice)。(二)比較法制度・比較政治 (Comparative Legal Institutions and Politics)。(三)権利、抵抗、法の再構築 (Rights, Resistance, and Reconstruction in Law) である。第一の領域には、「刑法と刑事手続き (Criminal Law and Procedure)」「組織犯罪とホワイトカラーの犯罪入門 (Introduction to Organized and White Color Crime)」などが、第二の領域には、「法、正義、社会理論 (Law, Justice and Social Theory)」「アメリカ憲法入門 (Introduction to United States

Constitutional Law)」「国際法と軍縮 (International Law and Arms Control)」などがはらる。そして第三の領域には、権利の政治学 (Politics of Rights)」「障害者法と政策、社会 (Disability Law, Policy, and the Community)」「アメリカ法における黒人の位置 (Blacks in American Law)」「人権としての女性の権利 (Women's Rights as Human Rights)」「EUにおける女性の権利 (Women's Rights in an Integrated Europe)」など、基本権やマイノリティの法的地位に関する法学的、社会科学的な検討を行う科目が多い。このほか、この専攻で注目されるのは、「フィールドワーク・インターンシップ (Fieldwork Internship)」とよばれる科目である。これは、学生に地域の政府諸機関、NPO、権利を主張する各種団体、あるいは法律事務所などで一〇〇時間のインターンシップを経験させ、それにもとづいて分析的なレポートを書かせるものである。こうした機関や団体が、学生にとって将来の進路選択を考えるうえで大きな位置を占めることは言うまでもない。

## 七・二 ロースクール進学

### 七・二・一 学部・ロースクール一貫プログラム

本稿では、ロースクールとそこにおける研究教育体制については取り上げないが、ロースクールへの進学要件については、これを簡単にみておきたい。周知のように、ロースクールは通常大学の学士課程を修了した者一般を受け入れ、入学の前提条件として特定専攻で学位を取得したか否かということや法的なトレーニングの有無を一切勘案しない。もちろん、日本で導入されたロースクールのように、法学既習者枠といったものはアメリカには存在しない。これまで述べてきたように、アメリカにも学部段階での法学教育は多様な形で行われてはいるが、それらは法曹養成教育とは別物である。ロースクールに進学しようとする者が受けることになる統一試験・LSAT (Law School Admission Test) の問題も、法律の知識や法的思考力を試すようなものにはなっていない。

実際、筆者は数年前に岡山県でこの受験を希望するアメリカ人女性のために試験監督を引き受けたことがあるが（試験は筆者の研究室で行われた）、その際監督者用の予備問題冊子を読んで法律とは縁もゆかりもない問題ばかりであるのに驚いたことがある。なお、このようにLSATは世界のどこでも受けることができる。筆者が試験監督を引き受けたとき受け取った答案返送用の書類には、アフガニスタンからジンバブエまであらゆる国の名前を載せたりリストがついており、どの国で試験が実施されたかをそのなかから選んで×印をつけるようになっていた。アメリカの大学を卒業してそのまま進学しようという者ばかりでなく、さまざまバックグラウンドをもった人々が文字通り世界中からアメリカのロースクールを目指すのである（ロースクール受験の実際や入学後の教育については、日本の弁護士資格も有しているフリーマンの体験記が優れている、フリーマン、二〇〇三年）。もっとも、そうして俊秀を集めるアメリカのロースクールが、それを基盤とするこの国の司法制度を真に優れたものとしているかどうかはまた別の問題であろう。少なくとも過剰訴訟社会という問題や、イリノイ州一州だけでも死刑囚の誤判が多数発覚し、死刑制度を擁護していた知事が死刑囚全員の恩赦を行うに至るといような深刻な事態があることを、日本におけるロースクール推進論者は国民にきちんと伝えておくべきであろう。

さて、ロースクールに入るためには大学を卒業していることと、LSATを受けて高得点をとることが必須であるかのような書き方をしたが、厳密に言うと、これは正確ではないようだ。本節では、この例外的な道についてもふれておきたい。その例外的な道というのは、「学部・ロースクール六年一貫プログラム(6-Year Law or 3+3 Program)」とよばれるものである。このようなプログラムを採用しているユニオン大学(Union College, II・四・四節参照)の例に則してみよう。同大学は、同じ地域にあるアルバニー・ロースクール(Albany Law School)と提携し、学部三年終了の段階でロースクールに進学して、全部で六年の就学期間で修了できるというプログラムを設けている。ということは、学生は大学一年生の段階からこのプログラムにはいるということの意味する。このプログラム

の志願者は、大学進学共通試験であるSATや高校の成績が優秀でなければならず、入学の段階できびしくふるいにかけられる。入学申請書類はまずユニオン大学のアドミッションズ・オフィスで審査され、ついでアルバニー・ロースクールに送られてそこでも審査を受ける。こうして入学を認められても、今度はユニオン大学で政治学または経済学を専攻し、三年間で三・二以上のGPASコアを上げなければならない。この要件を満たすと、アルバニー・ロースクールへの進学は「保障される (be assured)」ことになる。そして、ロースクールに進学した学生は、その一年次を終了した段階で学士号が与えられる。もちろん、アメリカで適格認証を受けた一八〇あまりのロースクールに進学するためにはLSATの受験が義務づけられており、この場合もたぶんその要件は満たさなければならぬであろう。しかし、学生選抜においてLSATの成績をどのように使うかは全くもって大学の自由であり、このような六年一貫プログラムにおいては実質的にはそれが無視されているということなのであろう。

ユニオン大学の六年一貫プログラムのような制度は、ほかにもボストンのサフォーク大学 (Suffolk University) やカリフォルニア州北部にある太平洋大学 (University of Pacific) など、リベラルアーツ系、ないしはそこから発展した中堅の大学の一部にみられるようである。いずれも最初から学士段階の事実上の早期卒業 (この場合には授業料は三年分だけでよい) とセットになったロースクール進学専用プログラムである。その点で、有力校・コロンビア大学のプログラムとは違っている。すなわち、コロンビア大学では、毎年三年生のなかから優秀な一名か二名の学生を選び、四年生に進級することなくそのまま同大学のロースクールに進学させるという特別プログラムになっているからである。もちろん、このプログラムの希望者はLSATを受験しなければならない。また、コロンビア大学の場合には、六年一環プログラムの場合とは違って、あくまでも一般の三年生のなかから希望者を受け付け、最優秀者のみにこの特典を与えるのである。さらに、このプログラムでロースクールに入った学生は、一般の大学院 (Ph. D コース) でも一二単位分の授業をとらねばならず、大学院とロースクールの双方で要件単位を満た

すと、ロースクール卒業時点で学士号とJ.D.の学位とが同時に与えられるのである。

### 七・二・二 プレ・ロー

メデイカル・スクールに進学しようと思う者は、たとえ学部段階における専攻が文化系のそれであっても、必ず化学や生物学、物理学の単位を高得点で取得していなければならない。これに対して、ロースクール進学には、(六年一貫プログラムを除いて)学部段階での学習という点においてはいかなる前提条件も付されていない。しかし、だからといって、将来ロースクールに進学しようとする学生が学部段階でそのための準備をしても無意味だということにはならない。実際、かなりの大学ではプレ・ロー(PreLaw)というプログラムが動いている。そこで、本節では、このプレ・ローを簡単に取り上げてみよう。

プレ・ローは、教育上の課程やコースではなく、ロースクール進学を考えている学生のためのサポート活動のことで、普通そのための専門アドバイザー、および(あるいは)担当スタッフを有している。大学による同様のサポート活動はメデイカル・スクールその他の医系大学院進学者に対しても行われている。そして、ロースクールやメデイカル・スクールなど、高度専門職業養成大学院進学サポート活動全体を、しばしばプレ・プロフェッショナル(Pre-Professional)とよぶ。普通、プレ・ローは、プレ・プロフェッショナル活動全体を行う事務部門によって担われている。

コロンビア大学のプレ・ロー・ホームページによると、入学希望者の可否を判定する際にロースクールが普通もつとも重視するのはLSATのスコアと大学での成績(GPA)であるという。フリーマンも指摘しているように、LSATの成績を上げるにはそれなりの受験テクニックのようなものがあり、これを磨くための予備校も存在しているが(フリーマン、二〇〇三年、二四頁参照)、問題の内容自体が大学の教科で教えることを前提としているわけ

では全くない。従って、学習内容については、大学はロースクール進学希望者を受験勉強という点でサポートすることはできない。しかしたとえそうであっても、学生の方は、LSATを何回か腕試しに受けて慣れていった方がいいのかどうか、成績が思わしくなかったがそれでもロースクールに行きたい場合には何か方法はないのか、あるいはGPAを良くするために進学要件の最低単位だけの授業を受けてエネルギーを集中した方がいいのか、それとも履修制限内でできる限りたくさん授業を取った方がいいのか、といったさまざまな疑問や不安を抱くであろう。プレ・ローの役割の一つは、こうした学生に対する相談活動である。また、ロースクールによる学生選抜においては志望理由書 (Personal Statement) も非常に重視されるので、その書き方心得といったアドバイスも行われるだろう。ちなみに、コロンビア大学のプレ・ロー・ホームページによれば、課外活動や地域社会でのボランティア、就業体験などに対しても「かなりの考慮が払われる (also considered with care)」ようだが、それをどれほど重視すべきか、という点についても相談がありうる。さらには、ロースクールへの進学においては学部段階でどのような専攻を取ったかは関係ない、といわれても、学生はやはり特定の専攻の方が有利になるのでは、という疑問を禁じ得ないであろう。実際、伝統的には政治学、経済学、哲学などを専攻することがロースクールへの定石コースと考えられていたのである。プレ・ローのスタッフはこうした疑問にもつきあってくれるはずである。

プレ・ローのもう一つの活動は、入学までの手続や全米のロースクールに関する情報提供である。そのような情報は、もちろん個々のロースクールのホームページや全米法律家協会 (American Bar Association) のホームページなどから得ることができる。しかし、やはりそれだけでは微妙な点や勘所のようなものまでは無理である。さらには、法律家になったあとの仕事や就職状況などについても、プレ・ローである程度情報提供ができるかもしれない。また、いろいろなロースクールのアドミッションズ・オフィサーを招いて学生との懇談会を催したり、地区のロースクール・フェア (各ロースクールによる合同説明会) に関する情報を流したり、といった活動もある。ロー

スクール入学申し込みに必要な教授の推薦状をいつどのようにしてもらっておくのがよいか、といったことに関して学生に情報を提供するのもその役目の一つである。ブレ・ローは一種のアドバイジング・プログラムであると考えられるが、このように広義のキャリア・センターとしての役割も果たしているのである。

### 七・三 学部レベルにおける政治学教育

#### 七・三・一 アメリカにおける政治学研究・教育の位置

アメリカでは、政治学関係の教育は大部分リベラルアーツ学部の政治学科 (Department of Political Science or Department of Government) で行われており、これに加えて一部の大学では国際関係論 (International Relations or International Affairs) の学科や学部で国際政治学、外交関係の科目が講じられている。政治学は文化系諸分野のなかでは専攻対象として多くの学生を惹きつけているだけでなく、それに応じて、あるいはそれを上回る形で、多数の研究者を惹きつけている。実際、アメリカ政治学会 (APSA, American Political Science Association) の会員数は現在一万四千人を超えており、日本政治学会の一〇倍以上の規模となっている。もちろん、アメリカ政治学会には日本人を初めとする外国人も加入しているが、その割合を一割と多めに見積もったとしても、また、アメリカの人口が日本の二倍であることを考慮に入れても、やはり規模が非常に大きいことには変わりはない。同学会の年次大会に参加する研究者の数も毎年六千人を超え、七〇〇もの分科会と一〇〇を超えるポスターセッションが四日間にわたって開かれるという、日本では考えられないような盛況ぶりである (APSA Council, 2004, p. 7)。このようにしてみると、ミシガン大学やUCバークレー、ハーバード大学といった有力大学、あるいはミネソタ大学やニューヨーク州立大学ストウニー・ブルック校といった州立大学では、どこでも四〇人前後から場合によっては五〇人近くの教員を擁する大規模な政治学科が存在するというのも、けだし十分うなずけるであろう。

このように、政治学の存在感は日本とは比較にならないほど大きいのであるが、これを教育の面からみてみるとどのようなことがいえるであろうか。まず、どのくらいの学生が政治学を学んでいるかであるが、これを一般教養の選択科目として履修する学生についてはおそらく統計的データというものはないのであろう。政治学を専攻する学生についても、全米的なデータは今のところ見あたらない。ただ、国立教育統計センター(NCES)が出しているデータのなかには、大まかな分野別学位授与数の統計が含まれているので、それを手がかりに推論を試みよう。このデータによると、社会科学分野の専攻で学士号を得た学生の数は、二〇〇〇年度には約一二万八千人、全体の一〇・三パーセントであった。この社会科学分野というのは、日本での分類の仕方とは違って、歴史学や心理学、あるいは人類学などを含んだものである。従って、そのうち政治学専攻の学生はどれくらいだったかはこれではわからないし、残念ながら同センターのホームページからたどれるデータをいろいろみてみても、そのところはわからなかった。そこで、次善の策として、社会科学分野のうち政治学専攻で学位を取ったものの割合がわかるUCバークレーの資料を使って、その点について推測してみることとしたい。

UCバークレーでは、毎年六、五〇〇人ほどの学生が学士号を得て卒業していく。そして、年によって多少の変動はあるが、そのうちの約二五パーセント、約一、六〇〇人が社会科学分野を専攻している。そのなかで政治学専攻の者は四〇〇人弱、二三パーセントくらいとなっている。ミシガン大学やワシントン大学といった他の総合大学と比べてUCバークレーでは政治学専攻の学生が特に多いという話は聞かないから、この二三パーセントという数字を上述の国立教育統計センターのデータにそのまま当てはめると、政治学を専攻して学士号を得る者の数は全米で毎年三万人前後ということになる。もちろん、このほかにも一般教養科目あるいは専攻の隣接科目として政治学を取る学生や、副専攻に政治学を選ぶ学生が大勢いる。従って、アメリカで政治学を学ぶ学生の数は膨大なものになるといえよう。なお、UCバークレーにおける社会科学分野専攻の割合が全国平均の二倍半になっているのは、全米



レベルの統計ではそのような専攻分野を持たないか持っていないもそのウェイトが小さい、音楽大学や工科大学、あるいはノース・ミシガン大学（二・四・五節を参照）のような職業教育に力点を置いた地方大学が数多く計算に入ってくるからである。

ところで、アメリカにおいて政治学の「人気」がかくも高い理由はどこにあるのであろうか。この間については十分な根拠を持って答えることはできないので、政治学研究者としての今後の課題としていきたいが、現時点における一般論としては、アメリカでは政治が日常生活のレベルで正統性を有しているということがまずあげられよう。すなわち、選挙における低い投票率や度重なるスキャンダルにもかかわらず、「人民の、人民による、人民の政治」という民主主義の理念そのものは国民のあいだでいわば日常感覚となっており、政治が自分たち自身の関心事として肯定的に捉えられているということがあるのではなからうか。そして、そうした意識のうえに、リベラルアーツを大学教育の中心におくというこの国の高等教育観が、その一分野としての政治学にさらなる正統性を与えているということも考えられる。

もちろん、いくらリベラルアーツが大学における学部教育の中心に据えられているといっても、今時学問のための学問というだけで政治学が顧客たる学生の関心を十分につなぎとめることができるかどうかには疑問が残るであろう。こうした疑問は政治学研究者の側にも多かれ少なかれ共有されていると見えて、アメリカ政治学会は、政治学を学ぶことが将来の進路にどのように役立つかを一般的なメリットと個別職業ごとのメリットに分けて解説し、それを冊子にまとめている（American Political Science Association, 2003）。そこで、節を改め、この冊子に従って政治学学習の「役立つ方」を簡単にみてみよう。

## 七・三・二 政治学の学習と職業選択

政治学会によると、まずどのような職業を選ぶ場合でも共通して役に立つ次のようなスキルを政治学の学習で身につけることができる。その第一はコミュニケーション能力 (Ability to Communicate) である。すなわち、政治学分野の学習や訓練を通じて、まず文章においてであれ口頭でのコミュニケーションにおいてであれ、考えを明確に表現する力を養うことができる。また、素データを利用可能な情報に変換する力を養える。効率的に自説を展開したり論争に参加したりすることもできるようになる。他人の意見を批判的に聞く態度も身につく。そして、交渉能力を深め、紛争が起こっても冷静に仲介役を務められるようになる。

第二は方法論と調査能力が身に付くことである。すなわち、データを解釈・分析する力、特に基礎的な数量分析の力がつくし、情報の弁別能力も身に付く。統計を読み込む力や信頼性の高い標本調査を行う能力も養える。それらを行う上でコンピューター操作能力を高めることができるのも政治学学習の強みである。さらに、自ら調査をデザインし、それによって見出されたものを要約し、仮説や理論を導き出したうえでそれらを検証する態度も身につく。

第三は分析力である。データを解釈し、複雑な問題をその構成要素に分解して理解する力、問題を多様な視点から検討する態度、多様な論点を共通のテーマに集約する力、既成概念を離れて柔軟に物事を考える力、国際的な視野、政策論的に考え、対案を用意しようとする姿勢、物事を総合的、論理的に考察したうえで答えを出そうとする態度などがここにはいる。

第四は企画・立案能力と実行力 (Planning and Development) の涵養である。情報を組織的に使い、様々な問題を概念的、抽象的に捉える能力が身につく。戦略を立ててそれを実行する力も増す。そのために効果的な意思決定を行えるようになるとともに、リーダーシップを発揮することもできるようになる。

第五は集团的活動に関する能力である。政治学を学んでいくことによって、学生はチームを組んで活動する力も単独で活動する力もともに身につけることができる。そして、コンセンサスを作り上げる力、多様な状況の下で効果的なやり方で他者と接していく能力を向上させていくことができる。

以上のような汎用性の高い能力を前提としたうえで、アメリカ政治学会は政治学の学習が特に有用となる一一の職業や進路をあげてそれぞれにおけるメリットを論じている。一一の職業や進路とは、連邦政府職員、州政府や地方政府の職員、非営利団体(NPO)、法律家、ビジネス(普通の民間企業)、国際的な仕事、ジャーナリズム、選挙運動および世論調査機関、大学院進学、さまざまな公選職や政治的活動家(Public Service)、教育委員や治安判事、市長や市議会議員、連邦議会議員から最終的には大統領まで、アメリカには無数の公選職があり、それらに関連して政治的な活動の場も種類も多い)、そして中学や高校の社会科教員である。以下では、これらのうち、連邦政府職員、非営利団体職員、そして法律家の三つについて、アメリカ政治学会の見解を簡単に紹介してみたい。なお、これら三つに限らず、どの職業の場合においても、政治学学習が「役に立つ」という意味は、日本のように大卒直後の就職に役立つ(すなわち就職活動に役立つ)という意味に限られてはおらず、社会生活のいずれかの時点でそれらの職に就いたときに仕事の性格に即して「役立つ」という意味である。

まず、連邦政府諸機関への就職を考えている学部レベルの学生に対して、政治学会は、大学で授業科目を選択する際に分析スキルおよび文章を明確かつ迅速に書く能力が身につくよう留意しなさいとアドバイスしている。文章力については、アメリカの大学がどこでもその向上に力を注いでいることを前章でみてきたが、政治学科の学生たちは特に政策や行政関連の文章作成を繰り返しトレーニングされるので、この点で連邦政府での仕事にいつそう適した力を身につけることになる。また、分析力については、数学、統計学、図書館を利用して調査研究を行うノウハウ、法的に物事を考える力、論理力、評価の基準や手続をデザインする力などが連邦政府では特に必要だとさ

れる。最初の二つについては、そうした方法や分析パッケージを用いた授業がアメリカの政治学科では多数開講されており、学生はそれらについて習うだけでなく、タム・パーパなどの作成を通じて実際に使いこなす経験も豊富に積んでいる。論理力や図書館利用についてはいうまでもない。また、政治学科の法学関連の授業は法的な思考力や分析力を養う。政治学科にある政策分析関連の授業は評価力をつけてくれる。

分析力や文章力以外の点でも、政治学を学ぶことは連邦政府の仕事に対する適性を高めてくれる。すなわち、政治学科には政治機構論や政策過程論、政党政治関連の科目、利益集団論、といった連邦政府の作動メカニズムやその機構的概要について学ぶことができる科目が多数用意されている。また、国際政治方面の授業を取っていれば、外交や貿易交渉など海外における連邦政府の活動についての理解が深まる。さらに、首都ワシントンの公的機関でインターンシップを経験するならば、連邦政府の仕事に対する理解が深まるだけでなく、そこでいい働きをすればそれ自体が即就職に結びつくかもしれない。そこまでいなくても強力な推薦状を書いてもらえることにもなる。実際のどの大学でも政治学科の掲示板には国会議員事務所や連邦政府諸機関からのインターン募集案内がよく張り出されている。また、政治学会も、こうした観点から、ワシントンにおけるインターンシップに関してわかりやすくしかも丁寧なガイドブックを出している (Frantzich, 2001)。

政治学学習と連邦政府諸機関への就職との関係についてはこのくらいにして、次に非営利諸団体 (Nonprofits) における仕事との適合性についてみてみよう。アメリカ政治の特徴の一つは、そこに他の国ではみられないほど多数の非営利団体関わっているという点にある。もちろん、非営利団体の全てが政治に関連した活動を行っているわけではないが、政府の活動領域が著しく拡大した今日では、もともととは政治と無縁であったような団体でも、時に、あるいは日常的に政治に関わり、官庁や政治家、あるいは有権者に対して接近を試みるようになっていく。これらの団体は、政治学の用語を用いれば利益集団 (interest groups) の範疇に入るものであるが、しかし、こ

で取り上げる非営利団体としての利益集団は、農業団体や特定の業界団体のような個別の経済的利益を政治に反映させようというものではなく、政治改革や情報公開、ベトナム戦争からの撤退といった多様な政治課題に草の根レベルの意見を反映させようとして設立されたロモン・コース（Common Cause）のような市民団体から、死刑廃止運動団体のような特定の公的政策課題を推進しようとする団体まで、自分たちの経済的利益には直接結びつかない一般的目标を追求する公益（Public interests）型の利益団体である。こうした団体が一般にはNGOやNPOなどともよばれていることはいうまでもない。これらの団体も、連邦レベルで政策決定に影響を与えようとすれば連邦ロビイング法の適用を受けて登録が義務づけられており、それにもとづいてその活動の公開性が要求される。現在そのような非営利の利益団体は二万五千を数えるに至っており、これに州レベルで活動するものを加えると、国全体では九万団体にのぼる。これらの団体が政治学専攻の学生たちに、その学習によって培われた知識や能力に適切な仕事を多数作り出しているのである。

いうまでもなく、こうした団体が自らの主張を政策決定や立法に効果的に反映させようとするれば、統治機構の仕組みや政策決定過程の実態、あるいは政治のダイナミズムなどについての確かな知識と分析力を持つていなければならない。一般的にいえば、これが政治学専攻の学生たちにとって、職業面で自らを生かせる格好のチャンスを作り出しているのである。もちろん、ワシントンで議員や政府高官、あるいは大統領にさえ面会して自分たちの主張や利益を政治的に実現しようと働きかけるのは弁護士や元議員、あるいは政府の高い地位についていたことがあるような彼ら自身影響力を持った人々である。しかし、そうしたいわば表舞台におけるロービー活動を行うためには、調査、分析、政策立案、さまざまな説明資料や報告書の作成等々を日常的にこなしていくスタッフの存在が不可欠である。これが学卒レベルの政治学専攻者に対する需要を生み出す。そして、ここでも連邦政府職員の場合と同じような明快な文章を迅速に仕上げる力、統計的手法で分析を行うスキル、政治的、政策的な資料の操作能力、論理力とい

った政治学科で培われる能力が意味をもってくる。また、公式の制度だけでなく、その実際の作動を検証・分析して政治を実証的に捉えようとする態度も政治学を専攻した者ならではの資質である。統治過程論や立法過程論の知見が役に立つことはいうまでもない。なかでも、法律や政令・省令・通達などの「お役所言葉的な難解さ(Bureaucrat-ese)」を団体構成員や一般人もすぐに理解できる平明な英語に翻訳する力は、こうした政治学専攻出身者が有するもっとも価値ある資産である、と、本節で取り上げている政治学会の冊子は述べている。

さて、三番目として法律家への道(ロースクール進学)について取り上げてみたい。いうまでもなく、ロースクールに入るためには特定の専攻出身者でなければならぬという制約は全くない。LSATの成績が良くてエッセーその他の内容がロースクールのめがねにかなひさえすれば、大学でどのような分野を専攻していても入学を許可される。実際に、アメリカのロースクールには理系の分野で博士号を取っている者や、学部時代に文学や哲学といった社会科学とも縁のない分野で学んだ学生たちがかなり見受けられることは事実である(フリーマン、二〇〇三年、四九―五三頁はそのような例の一つを描いている)。しかしながら、そのことは理系や文学畑の出身者がロースクールには非常に多いということの意味するものではない。ロースクール進学者のうち、学部時代のバックグラウンドとして最も多いのは政治学専攻の者たちである。実際、学部卒業に引き続いてどれ何年か職業生活を送ったあとからであれ、大卒後いずれかの時点でロースクールに入って法曹の道に進む者の割合は、政治学専攻生の約二五パーセントにのぼる(Fogg *et al.*, 2004, p. 489)。前節で推定を試みたように、毎年全米の大学で政治学を専攻する学生の数が三万人もいるとすると、この二五パーセントという数字は非常に大きいといえるだろう。

但し、政治学会の冊子は、法学関係の科目が社会における法律の位置を理解するうえで役に立つと指摘する以外には、政治学専攻固有のトレーニングが法律家という職業を選ぶに当たって大きな意味を持つとは述べていない。そこでは、むしろ経済学や論理学など他の専攻分野から得られる能力やスキルと共通する素養が重視されている。

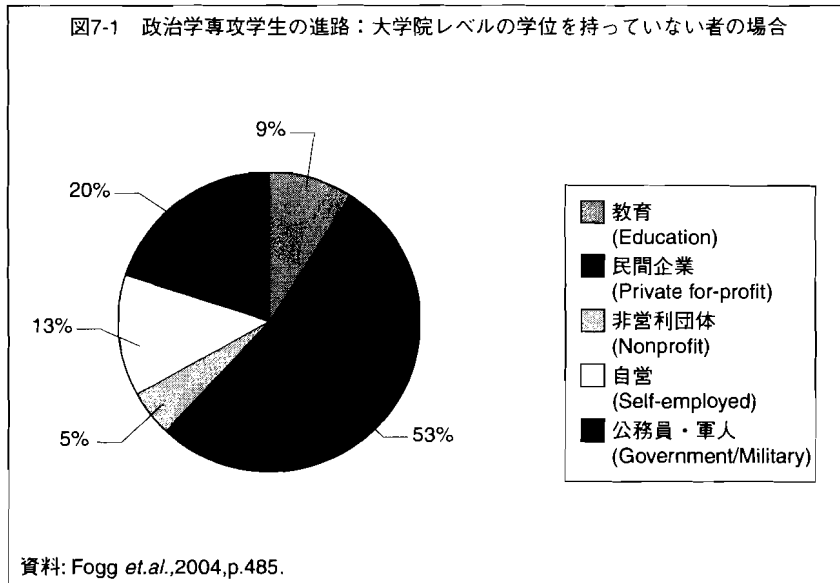
すなわち、法律家にとっては言葉が重要な道具となるから、文章力や口頭でのプレゼンテーション能力を高めることが必要である。第二に、社会のさまざまな制度や価値観について深く理解することが必要である。第三に、法律家になるには緻密な論理力と創造的な批判力を養うことが必要で、政治学で学ぶ政治哲学や数理的的分析などの科目もその点で役に立つ。また、政治学分野の諸科目は、経済学や社会学など他の分野同様分析的な推論能力を高める点で、LSATを受ける際にも役立つと述べられている。

なお、フォッグたちの調査によれば、政治学を専攻した学生のおよそ半分は、卒業後いずれかの時点で大学院(経済など他分野のものも含む)に進学し、より付加価値を高めて各種の専門家や管理的職務に就いていくという(Fogge *et al.*, 2004, p. 485)。大学院進学者のうちさらに半分、すなわち全体の四分の一はロースクール進学者である。逆に言うと政治学専攻者の半分は大学院には行かず、学士号だけで社会生活を送っていることになる。最後にこのような学士号のみの政治学専攻出身者について簡単にみておこう。図7-1は、学士号だけの政治学専攻出身者の職業分布である。この図から明らかのように、政治学を専攻した学士号保有者の過半数はビジネスの領域で活動しており、これに自営業者を加えると、約四分の三が広義の実業の世界で生きていることがわかる。つまり、大部分は政治学本来のディシプリンとはほとんど関係のない世界で暮らしていることになる。これは、日本における法学部卒業生の場合とほぼ同じだといえよう。

### 七・三・三 政治学専攻および同副専攻

最後に、政治学を専攻するためにはどのような手順やコース選択が要求されるのかをみておきたい。ここでも、ミシガン大学リベラルアーツ学部政治学科の場合を具体的な例として紹介していくことにする。もちろん、政治学専攻も通常のリベラルアーツ諸分野を専攻する場合とその概要が特に異なっているわけではない。ただ、どの分野

図7-1 政治学専攻学生の進路：大学院レベルの学位を持っていない者の場合



についてもいえることだが、それぞれの学問分野の特性に応じて細部が違ってはいるだけでなく、大学、あるいは学科ごとのポリシーにも違いがみられるから、ここで紹介するミシガン大学の例はあくまでも一つの目安として理解していただきたい。

ミシガン大学リベラルアーツ学部政治学科（以下政治学科と略す）では、学生が政治学を専攻するに当たって以下のような要件を定めている。まず、自分の専攻として政治学を選ぼうとする学生は、専攻の宣言（六・二・一節参照）をする前に、すなわち一年生または二年生のあいだに、政治思想入門、アメリカ政治入門、比較政治入門、国際政治入門のなかから二科目を取っていなければならない。それぞれの入門科目には、週二回ティーチング・アシスタントが担当する討論クラスがセットになっており、ここで講義や指定された必読文献のなかから選ばれたトピックスにもとづいて討論と指導が行われる（六・三・十節参照）。また、三、四年生においては、すなわち専攻宣言のあとでは、二種類の政治思想（Politi-



cal Theory) 科目、アメリカの政策過程 (American Policy Process) という科目、アメリカの政治過程 (American Political Process) という科目、二種類開講されている比較政治学 (Comparative Politics)、やはり二種類ある国際政治学 (World Politics)、および政治学方法論 (Methods) のなかから二科目を取らなければならない。

さて、政治学専攻を選んだ学生は、これら合計四つの専攻選抜要件科目を履修したうえで、さらに三、四年生向けの高級専門科目から最低二四単位、大体八科目以上を履修することが求められる。その際、特定科目の組み合わせといったかたちでの履修コース設定、あるいは必修科目の指定が行われるわけではない。政治学科は全部で五〇あまりの専門科目を開講しているから、学生が専攻要件として履修する科目の組み合わせはかなり多様なものとなる。ただし、科目選抜においては専攻アドバイザー (通常大学院生がパートタイムで務める) のアドバイスを受ける必要がある。教員の指導もあるので、科目の組み合わせには緩やかではあっても一定のまとまりが生まれるようにはなる。一人一人の学生が作っていくこのまとまりは専攻内部のプログラムとよばれているが、それがその学生の個別学習テーマを形作ることになる。プログラムを構成する科目は、政治思想、アメリカの政府と政治、比較政府・政治論、国際政治、政治学方法論という五つの領域それぞれで完結してもいいし、いくつかの領域にまたがるものであってもかまわない。しかし、専攻の学習が政治学の特定領域だけに偏った視野の狭いものになってしまうのを避けるため、上記のように、専攻要件二四単位のほかにも最低二分野から一科目ずつを履修することが求められる。なお、アメリカ憲法など政治学科で開講されている法学系諸科目 (七・一・一節参照) は、この大専攻ではアメリカ政府と政治の領域に含まれている。

このほか、政治学を専攻するものは、隣接する学問分野から最低六単位を履修することが求められる。これが隣接科目 (Cognate) 要件である (六・二・一節参照)。この隣接科目六単位は、ばらばらに取るのではなく、同一の学科ないしプログラムから選抜しなければならない。また、その選抜に当たってはアカデミック・アドバイザーの

承認を受けなければならない。このように隣接科目の履修を義務づけるのは、学生が自分の専攻と密接な関係をもつ諸学問分野の考え方や手法に触れる機会を作り、視野を広げるためである。たとえば、国際政治を学ぶ学生は、貿易や発展途上国の経済問題について学ぶことによって国際関係をより深く、かつ多面的に理解することができるようになる、といったことがそこでは期待されている。

なお、大部分の上級専門科目は週に三回授業が行われるというハードなものである。この週三回の授業は、通常講義とクラス討論を組み合わせながら進められていく。上級生向けの科目でも、人気のある授業や各領域の中心的な科目では受講者の数が一〇〇人を超えることもあるが、特殊なテーマの講義では一〇人ほどしか受講者がいないことも珍しくない。一般に、どの大学でも受講者があまりに少ないと開講が取り消されることが多いが、この政治学科でもその方式を採用しているかどうかは未確認である。ただし、セミナークラス（高学年ゼミ）の場合にはもちろん受講者数は少なめにおさえられており、通常は一〇人から一五人くらいとなっている。セミナークラスでは日本のゼミ同様、報告と討論が重視される。このほか、学生はインターンシップや独立研究（六・三・一節参照）の機会も与えられている。

次に、政治学を副専攻として取る場合について簡単にみておこう。政治学を副専攻に選んだ学生は、まず上記の五領域のうち二領域から一科目ずつ入門科目を履修しなければならない。さらに、二領域から上級専門科目を計五科目取る。これら五科目は入門科目を選択した二つの領域から取らなければならない。政治学を専攻する場合のよりに隣接科目履修は必要でないだけでなく、たとえ履修しても副専攻履修要件単位としてはカウントされない。

最後に、政治学科が提供する優秀生向け特別専攻プログラム（Honors Concentration Program、特別プログラムの概要については六・三・八節参照）についても瞥見しておきたい。政治学の特別プログラムを専攻しようと希望する学生は、三年生のあいだにその申請を行わなければならない。通常、特別専攻プログラムに応募しようとす

る学生は、それまでの政治学関係取得単位全てを対象とするGPAが三・五以上でなければならぬ。優秀生特別専攻プログラムに受入が決まると、対象学生は優秀生用特別演習（複数開講）への出席が認められる。三年生用のそうした演習は、政治学のなかの一定の領域に対する学生の関心を刺激し、理解を深めるように設計されている。そして、四年生になると、学生には指導教員による指導のもとで専攻研究論文（major research paper）を書くことが要求される。その際、指導はマンツーマンの形でインテンシブかつ懇切に行われる。そして、論文を完成させると、学年末に複数の教員が試験官となってその論文に関する口頭試問が行われる。この試問において首尾良く受け答え（defend）することができると、榮譽学位（Honors Degree）が授与されるのである。優秀生向けプログラムでも、指導やアドバイスは行われるが、あらかじめ履修科目や論文のテーマを学科の方で指定するというようなことは行われず、学生の自由と自主性ができるだけ尊重されることに変わりはない。（完）

## 参考文献

- アルトバック、P・G、R・O・バーター、P・J・ガムボート『アメリカ社会と高等教育』（高橋靖直訳、玉川大学出版部、一九九八年）
- 宇都宮深志『公正と公開の行政学』（三嶺書房、二〇〇一年）
- 江原武一『現代アメリカの大学…ポスト大衆化を目指して』（玉川大学出版部、一九九四年）
- 江原武一『大学のアメリカ・モデル…アメリカの経験と日本』（玉川大学出版部、一九九四年）
- カー、クラーク『アメリカ高等教育の歴史と未来』（喜多村和之訳、玉川大学出版部、一九九八年）
- 荻谷剛彦『アメリカの大学・ニッポンの大学…T.A・シラバス・授業評価』（玉川大学出版部、一九九二年）
- 川本卓史『なぜアメリカの大学は一流なのか…キャンパスをめぐる旅』（丸善、二〇〇一年）
- 黒川修司『赤狩り時代の米國大学…遅すぎた名誉回復』（中央公論社、一九九四年）
- 喜多村和之『現代アメリカ高等教育論…一九六〇年代から一九九〇年代へ』（東信堂、一九九四年）

- 喜多村和之『大学は生まれ変わるか…国際化する大学評価のなかで』(中央公論社、二〇〇二年)  
 国立学校財務センター『大学の設置形態と管理・財務に関する国際比較研究…第一次中間まとめ』(国立大学財務センター、二〇〇一年)  
 サックス、ビーター『恐るべきお子様大学生たち…崩壊するアメリカの大学』(後藤将之訳、草思社、二〇〇〇年)  
 清水一彦『日米の大学単位制度の比較的研究』(風間書房、一九九八年)  
 橋 由加『アメリカの大学教育の現状…日本の大学教育はどうあるべきか』(三修社、二〇〇四年)  
 ツ、アンソニー・T『アメリカでも一流校は狭き門…サイエンティストのみたアメリカの大学』(化学同人、一九八六年)  
 フリーマン、ダグラス・K『リーガル・エリートたちの挑戦…コロンビア・ロースクールに学んで』(商事法務、二〇〇三年)  
 宮田敏近『アメリカのリベラルアーツ・カレッジ…伝統の小規模教養大学事情』(玉川大学出版部、一九九一年)  
 宮前一廣『アメリカ大学留学SAT完全攻略』(アルク、二〇〇〇年)  
 メディア教育開発センター『USA発 高等教育のバリアフリー』(ビデオ資料、放送大学教育振興会発行、丸善(株)出版事業部発売、二〇〇三年)  
 文部科学省『教育指標の国際比較』(国立印刷局、二〇〇四年)  
 館 昭『大学改革 日本とアメリカ』(玉川大学出版部、一九九七年)  
 吉田 文『アメリカにおける一般教育の構造…幅広さと一貫性のパラドックス』『広島大学教育研究センター：大学論集』第三〇集(一九九九年)  
 レマン、ニコラス『ビッグ・テスト…アメリカの大学入試制度』(久野温穂訳、早川書房、二〇〇一年)  
 レヴィン、A、J・S・キュアトン『現代アメリカ大学生群像…希望と不安の時代』(丹治めぐみ訳、玉川大学出版部、二〇〇〇年)  
 渡部哲光『アメリカの大学事情』(東海大学出版会、二〇〇〇年)  
 APSA Council, *American Political Science Association's 100<sup>th</sup> Annual Meeting & Exhibition : 2004 APSA Program*, Washington, D. C., American Political Science Association, 2004.  
 Academic Personnel Office of the President, *Faculty Handbook*, Oakland, California : The University of California, 1995.  
 American Political Science Association, *Careers and the Study of Political Science, Sixth Edition*, Washington, D. C., American Political Science Association, 2003.  
 American Council on Education, *A Brief Guide to U. S. Higher Education*, Washington, D. C. : American Council on

- Education, 2001.
- Board of Admissions and Relations with Schools (BOARS), *Setting Entrance Requirements : Comparison of State Higher Education Systems*, Oakland, California : The Academic Senate, the University of California, 2001.
- Coburn, Karen Levin, and Madge Lawrence Treeger, *Letting Go : A Parents' Guide to Understanding the College Years*, Forth Edition, New York : HarperCollings Publishers Inc., 2003.
- College of Engineering, The University of Michigan, *First Year & Transfer Student Handbook 2003-04*, Ann Arbor, Michigan : College of Engineering, 2003.
- College of Literature, Science, and the Arts, The University of Michigan, *Bulletin*, Vol. 32, No. 2, Ann Arbor, Michigan : The Office of Academic Information and Publications, 2003.
- College of Literature, Science, and the Arts, The University of Michigan, *Glossary of Academic Terms*, Ann Arbor, Michigan : The Office of Academic Information and Publications, 2004.
- College of the Siskiyous, *College of the Siskiyous : Environment, Technology, and Adventures*, Weed, California : College of the Siskiyous, 2001.
- Davis, Barbara Gross, *Tools for Teaching*, San Francisco : Jossey-Bass, 1993.
- Department of Information Resources and Communications, Office of the President, *Statistical Summary of Students and Staff for fall 2002*, Berkeley, California : University of California, 2002.
- Disabled Student Program, *Berkeley Campus Plan for Accommodating the Academic Needs of Students with Disabilities*, Berkeley, California : The University of California, Berkeley, 2004.
- Executive Vice President and Provost, Berkeley Division of the Academic Senate, *Faculty Guide to Campus Life*, Berkeley, California : The Office of Educational Development, 2003.
- Faculty of Arts and Sciences, Harvard University, *Student Handbook*, Cambridge : Massachusetts, The Office of Registrar, 2003.
- Frantzich, Stephan E., *Studying in Washington : A Guide to Academic Internships in the Nation's Capital, Fifth Edition*, Washington, D. C., 2001.
- Fogg, Neeta P., Paul E. Harrington, Thomas F. Harrington, College Majors ; The Actual Jobs, Earnings, and Trends for Graduates of 60 College Majors, Indianapolis, IN : JIST Publishing, Inc., 2004.

- Hall, Jeff, *Berkeley Division of the Academic Senate : A Capsule History*, Berkeley, California : Academic Senate at Berkeley, 1995.
- Kaplan and Newsweek, *How to Get Into College, 2003 Edition*, New York : Newsweek, 2002.
- Kaplan and Newsweek, *How to Get Into College, 2004 Edition*, New York : Newsweek, 2003.
- Kaplan and Newsweek, *America's Hottest Colleges, 2004 Edition*, New York : Newsweek, 2003.
- Kaplan and Newsweek, *America's Hottest Colleges, 2005 Edition*, New York : Newsweek, 2004.
- National Center of Education Statistics, *Profile of Undergraduates in U. S. Postsecondary Institutions : 1999-2000*, Washington, D. C. : U. S. Department of Education, 2002.
- The Office of Undergraduate Advising, *Planning Your Year at Cal*, College of Letters and Science, Berkeley, California : The University of California, Berkeley, 2003.
- The Office of Strategic Communication, *Facts*, Oakland, California : The University of California, 2002.
- Public Affairs, The Office of the Registrar, The Berkeley Division of the Academic Senate and Student Information System, *UC Berkeley General Catalog 2003/2005*, Berkeley, California : UC Berkeley Printing Services, 2003.
- Schwebel, Sara. *The Yale Daily News Guide to Summer Programs*, New Haven : Kaplan Inc. and Simon & Schuster, 2001.
- Student Judicial Affairs, Office of Student Life, *Instructors' Guide for Addressing Student Academic Dishonesty : Definitions, Prevention, Reporting, Adjudication, Resources, and Policies*, Berkeley, California : The University of California, Berkeley, 2001.
- Veblen, Thorstein, *The Higher Learning in America*, with a new Introduction by Ivar Berg, New Brunswick, NJ : Transaction Publisher, 1993 (Originally Published in 1918 by B. W. Huebsch, Inc.)
- The University of Michigan, *Faculty Handbook*, Ann Arbor, Michigan : The Office of Provost, The University of Michigan, 2001.
- The University of Washington, *Faculty Handbook*, Seattle : The Office of Provost, The University of Washington.
- U. S. News & World Report, *America's Best Colleges*, New York : U. S. News & World Report, 2003 Edition.
- U. S. News & World Report, *America's Best Graduate Schools*, New York : U. S. News & World Report, 2003 Edition.

参照雑誌 (ウェブ・ジャーナルを含む) ・新聞

【参考文献】

- Beacon Journal*  
*Higher Education and National Affairs*  
*International Herald Tribune/The Asahi Shimbun*  
*Minnesota Issue Watch*  
*The New York Times*  
*Philadelphia*  
*San Francisco Chronicle*  
*U. S. A. Today*  
*U. S. News & World Report*  
*The Washington Post*

参照ホームページ

- A C T 大学入学標準試験実施協会 (ATC Inc.)  
<http://www.act.org/>  
アフォーゲティブ・ブタニオン・多様性促進プロジェクト (AAD Project, The Affirmative Action and Diversity Project)  
<http://aad.english.ucsb.edu/>  
アメリカ合衆国教育部 (U. S. Department of Education)  
<http://www.petersons.com/educationusa/>  
アメリカ教員組合 (AFT, American Federation of Teachers)  
<http://www.aft.org/>  
アメリカ法律家協会 (ABA, American Bar Association) 法学教育部  
<http://www.abanet.org/legal/home.html>  
アメリカリベラルアーツ協会 (AAAS, American Academy of Arts and Sciences)  
<http://www.amacad.org/>  
アメリカ大学協会 (AAC & U, Association of American Colleges and Universities)

- http://www.aacu.edu.org/
- アメリカ陸軍オンキャンパス予備士官養成コース広報 (U. S. Army Reserve Officer Training Corps)  
http://www.armyrotc.com/
- カーネギー財団 (Carnegie Foundation)  
http://www.carnegiefoundation.org
- カリフォルニア大学機構総長室広報統計センター室  
http://www.ucop.edu/ucophome/uwnews/stat/
- カリフォルニア大学センター校キャリア・センター (Career Center)  
http://career.berkeley.edu
- カリフォルニア大学センター校障害学生支援センター (Disabled Students' Program)  
http://dsp.berkeley.edu
- カリフォルニア大学センター校法学研究プログラム  
http://legalstudies.berkeley.edu/
- 合衆国立教育統計センター (NCEES, National Center for Education Statistics)  
http://nces.ed.gov/
- 高等教育機関適格認証評議会 (CHEA, Council for Higher Education Accreditation)  
http://www.chea.org/
- サンフランシスコ湾岸地域公共教育放送 (KQED)  
http://www.kqed.org/about/index.jsp
- SALT実施機関 (College Board)  
http://www.collegeboard.com/
- 全米アカデミック・オンライナー・学籍管理官協会 (AACRAO, American Association of College Registrars and Admissions Officers)  
http://www.aacrao.org/
- 全米州立大学・国有地交付大学協議会 (NASULGC, National Association of State Universities and Land-Grant Colleges)  
http://www.nasulgc.org/



- 全米コミュニティ・カレッジ協会 (AACCC, American Association of Community Colleges)  
<http://www.aaccnche.edu/>
- 全米教育評議会 (ACE, American Council on Education)  
<http://www.acenet.edu/>
- 全米大学教員協会 (AAUP, American Association of University Professors)  
<http://www.aaup.org/>
- 全米大学財務担当官協議会 (NAACUBO, National Association of College and University Business Officers)  
<http://www.nacubo.org/>
- 独立教育コンサルタント協会 (IECA, Independent Educational Consultants Association)  
<http://www.educationalconsulting.org/>
- 日米教育委員会 (The Japan-United States Educational Commission)  
<http://www.fulbright.jp/>
- ニューイングランド学校・大学協会 (New England Association of Schools and Colleges)  
<http://www.neasc.org/>
- ハーバードガイド (Harvard Guide)  
<http://www.hno.harvard.edu/guide/>
- ハーバードニュース (Harvard News)  
<http://news.harvard.edu>
- ミシガン大学新入生受入準備室 (ONSP, Office of New Student Programs, The University of Michigan)  
<http://www.onsp.umich.edu>
- UCモニター統計分析部 (Office of Planning and Analysis)  
<http://gateway.vcbf.berkeley.edu/>
- 連邦教育省後援学生インターネット情報サービス (Student. gov)  
<http://www.students.gov/>
- 連邦商務省 (U. S. Department of Commerce)  
<http://www.commerce.gov/>

ロビンソン英才教育センター (The Halbert and Nancy Robinson Center for Young Scholars)  
<http://depts.washington.edu/cscy>

(注) 各大学のホームページおよびそのサブ・ページは検索すればすぐわかるので省略した。ただし、メインページからはたどるのが難しいものや大学の外郭団体などが運営するサイトについては、別途上に掲げた。

〈後記〉

冒頭にも記したように、本稿は、二〇〇三年に始まった岡山大学法学部政治学講座(二〇〇四年度から現代政治学講座と名称変更)の共同企画を出発点としている。当初の予定では、アメリカの大学における法学・政治学教育体制を概括的に紹介するだけで終わるはずであったが、いざその作業に取りかかってみると、何かにつけて「アメリカの大学では……」という言葉が飛び交う割にはその全体像をつかめるだけの紹介が日本ではなされていなく、ことに気づかざるを得なかった。そこから、本稿の力点はそうした全体像をつかむための地図を描くことに移っていき、膨大な資料や情報を渉猟しながら執筆が続けられることとなった。

本稿のスタンスは地形や土地利用の態様をできるだけ正確に描くことで、景色や土地利用の良し悪しを評価することではない。すなわち、アメリカの大学はとにかく日本の大学と比べて優れている、というよくある見方も、逆に実際はたいしたことないと思える態度も、どちらも筆者の立場とは相容れない。そのようなおおよそ半ばアプリアリな好悪にもとづく評価に対して云々する前に、とにかく実際の形を調べてそれをできるだけ詳しく紹介しよう、というのが本稿の目的である。もちろん、いくつかの点については筆者なりの評価や判断を加えたところがある。しかし、そのような箇所は全体から見ればごく一部にとどまっているはずである。

ただ、全体像を描くとはいっても、本稿は主として文化系の大学教員という筆者の立場にまず制約されて、理系の分野についてはあまり踏み込んでいないなどの限界を有している。アメリカの大学の競争力を真に世界のトップクラスにしている大学院教育や研究体制についてもあまりふれていない。また、アメリカの大学を特徴づける大学スポーツや学生生活一般に関する情報も提供していない。こうした領域が本稿にとって地図上ではいわば空白のまま残されていることは率直に認めなければならぬ。

それでも、本稿はアメリカの大学世界という広大な大陸に関してかなり本格的な地図を提供していると筆者は自負している。本稿を執筆するにあたっては多くの文献やウェブ上にある情報を利用したが、この分野の専門家でもない筆者にとって、その作業は常に薄氷を踏むような危うさを抱えたものとなった。その危うい歩みの過程でもしそれほど大きく道を踏み外さなかった

とするなら、それは筆者の細かな質問に辛抱強く答えてくれた多くの方々のおかげである。特に、ミシガン大学リベラルアーツ学部政治学科のキャンベル教授、同大学工学部生命医療工学科のオドネル教授（インタビュ当時学科長）、もとアラバマ大学教授で現在は中央大学政策科学部のリード教授、ユニオン大学のギルマン助教授、UCバークレー・リベラルアーツ学部政治学科のペンベル教授、コーネル大学リベラルアーツ学部政治学科のウィーナー講師、イリノイ州立ボール大学リベラルアーツ学部政治学科の西川美砂講師の各先生方には、メールやインタビュ、学会等の折りにおける会話などを通じて多くのことを教えていただいた。キャンベル教授にはミシガン大学での授業聴講の便宜も図っていただいた。また、それぞれコロンビア大学とピッツバーグ大学でティーチング・アシスタントをしていた庄司香さんと芦立秀郎さん（現在は京都産業大学法学部講師）にも助けていただいた。記して謝意を表したい。もちろん、それにもかかわらず本稿に間違いや正確さを欠く記述があるとしたら、それは筆者の責任である。